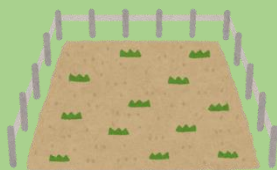


対象

営利を目的として営む法人（小売業・不動産賃貸借や風営法にかかる事業所を除く）であって、工業地域、準工業地域、その他市長の認める地域において、土地取得、建物の新築・建替・増築、設備（償却資産）を設置をする事業所

1. 土地

自己の事業に供する建物の建築などで新たに土地購入する場合、土地取得日から建設工事着手まで2年未満の土地が対象（面積要件なし）



2. 建物（新築・建替）

自己の事業に供する建物の新築・建替をする場合、新たな建物部分の延床面積が100㎡以上の家屋が対象



3. 建物（増築）

自己の事業に供する建物の増築をする場合、新たな建物部分の延床面積が100㎡以上の家屋が対象



4. 設備（償却資産）

◎奨励金の交付対象となる新たな建物部分に新たな償却資産（設備）を設置する場合、新設した設備全てが対象。（金額要件なし）

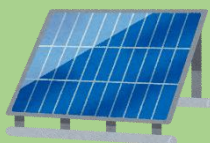
◎既存施設に新たな償却資産（設備）を設置する場合、新設した一定の設備が対象（取得額が3,000万円以上の償却資産が対象）



5. 建物（増築）

太陽光発電装置や事業所内保育施設・障害者雇用を推進する特例子会社などに設置する設備

該当部の奨励金額を
2分の1から全額へ



その他

- ◎指定を受けた場合、産業振興、雇用拡大、その他地域経済活性化を図るための市の施策に協力すること
- ◎借地の場合は家屋と償却資産（設備）、賃貸入居の場合は償却資産（設備）を対象とする

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課

☎ 06-6383-1362

※事業所内保育施設の整備に関することは
摂津市 次世代育成部 こども教育課

☎ 06-6383-1184

